

＜保育料の一部貸付＞

各届出手続きについて

R.4.3最新版

保育料の一部貸付金交付完了後は、下記のとおり返還猶予・返還免除申請等の各種届出申請が必要で
今後、届出漏れ等がないように御留意ください

※各手続きが行われない場合は、返還免除となりません※

1 「借入中に保育料が変更されたとき」や「申請時の届出事由に変更があったとき」の届出・提出書類

(1) 借入中に保育料が変更されたとき

①貸付契約事項変更届(第13号様式)

②保育料が確認できる書類(保育料決定通知書の写し等)

※保育料の変更がない方も4月と9月が貸付期間中の場合は、②の書類のみ提出してください

(2) 申請時の届出事由(ア)借受人等の住所氏名(イ)他の保育施設へ転職し勤務先の変更があったとき

①貸付契約事項変更届(第13号様式)

②(ア)住民票等の変更事項を証明する書類の原本

(イ)転職前後の業務従事届(現況報告書・業務従事期間証明書)(第16号様式)

★(注1)雇用形態がパート・アルバイトの方は、従事日数内訳書も合わせて提出してください

2 今後、下記の理由等により「返還の猶予を申請するとき」の届出・提出書類

(1) 保育士として業務に従事している方 ※貸付期間満了後、速やかに提出してください

※貸付期間とは、貸付決定通知書に記載されている期間となります

①千葉県保育料の一部貸付返還猶予申請書(第9号様式)

②業務従事届(現況報告書・業務従事期間証明書)(第16号様式)★(注1)と同様

(2) 保育に従事する期間中に産休・育休を取得する方

※妊娠・出産に伴い離職した場合も含みます

①千葉県保育料の一部貸付返還猶予申請書(第9号様式)

②業務従事届(現況報告書・業務従事期間証明書)(第16号様式)★(注1)と同様

③母子手帳の写し(表紙のみ)

(3) 災害・疾病・求職活動中等により業務に従事できない方

①千葉県保育料の一部貸付返還猶予申請書(第9号様式)

②罹災証明書、被災証明書、医師の診断書

業務従事届(現況報告書・業務従事期間証明書)(第16号様式)★(注1)と同様

※求職活動中の方で、退職するまで事業所等で保育業務に従事していた方

(4) 復職(再就職)する方

①千葉県保育料の一部貸付返還猶予申請書(第9号様式)

②業務従事届(現況報告書・業務従事期間証明書)(第16号様式)★(注1)と同様

3 「返還の免除を申請するとき」の届出・提出書類

(1) 千葉県内で保育士として継続(実働累計)2年間指定業務に従事した方

①千葉県保育料の一部貸付返還免除申請書(第11号様式)

②業務従事届(現況報告書・業務従事期間証明書)(第16号様式)★(注1)と同様

4 「貸付金の返還をしなくならなくなったとき」の届出・提出書類

①千葉県保育料の一部貸付返還計画書(第8号様式)

②業務従事届(現況報告書・業務従事期間証明書)(第16号様式)★(注1)と同様

※指定業務に従事していた方

5 各届出様式等は、本会ホームページに掲載しておりますので当該様式を印刷の上、提出してください

(URL) <http://www.chibakenshakyo.net/>

[保育士修学資金等貸付事業のお知らせ] ⇒ [保育料の一部貸付] ⇒ [各種様式集]

※原則、本会より事前に様式は送付しません

◎ 送付先・お問い合わせ先

〒260-0015 千葉県千葉市中央区富士見2丁目3番1号 塚本大千葉ビル5F

千葉県社会福祉協議会千葉県福祉人材センター [福祉人材確保・定着推進部(保育)]

(TEL) 043-216-3086

(FAX) 043-216-3336

※平日の午前10時から午後6時まで

※お問い合わせの際は、「保育料の一部貸付を利用中の〇〇です。」と名乗っていただくとスムーズです